

暮らし安心・安全見守りカメラ設置事業の概要

目的

近年、子どもが巻き込まれる痛ましい犯罪が全国で多発していることや豊中市内においても不審者の出没、女性や高齢者を狙ったひったくり事件が発生しています。

通学路を中心とした市内の各所に防犯カメラ(暮らし安心・安全見守りカメラ)を設置、維持管理を市が行うことで、地域における街頭犯罪や侵入盗等を未然に防止し、犯罪のない安全・安心のまちづくりを市民の皆さんと推進していくものです。

事業内容

地域の防犯活動を支援するため、防犯カメラを設置したいとする地域の諸団体(防犯協議会・青少年健全育成会・PTA など)と連携し話し合いを行い、市が通学路などを中心に設置、維持管理を行っていきます。

設置に同意いただいた地域の諸団体の方々からのご意見を尊重して、警察署などからのアドバイスをいただきながら設置場所等を決めていきます。

用途	街頭犯罪や侵入盗等の未然防止、犯罪等の早期解決のために利用していきます。 撮影された画像は、捜査機関からの照会など法令等に基づく場合に提供していきます。
設置場所	小学校の通学路を中心とする道路などに設置していく予定ですが、地域からのご要望や警察署から提案のあった場所を地域の皆さんと具体的に相談して決定します。 ただし、プライバシーに配慮し誰もが見やすい位置に設置すること、電力柱や市の施設など電源を確保できることが必要となります。
設置予定台数	1 校区平均30台、市域全体で1,230台を予定しています。 小学校区の人口や広さ、過去の事件など地域状況を勘案して校区内の設置台数を決めます。
設置事業スケジュール	平成28年度:20校区に設置を推進します。 4~6月 設置支援委託事業者の選定・契約、機器選定・管理運用案の検討 6~12月 地域説明会、設置意向の確認、ワークショップ(設置場所選定など) 1月~ カメラ設置・運用開始 平成29年度:21校区に設置を推進します。 4月~ 地域説明会、設置意向の確認、ワークショップ(設置場所選定など) カメラ設置・運用開始

運用・管理

見守りカメラは誰もが見やすい位置に設置し、カメラが作動中であることを表示し市が維持管理していきます。

撮影は個人のプライバシーを十分配慮して、撮影範囲を必要最小限の範囲とするとともに画像データも市が適正に管理していきます。

市は、画像データをみだりに外部に漏らしたり、不当な目的のために使用したりいたしません。また、撮影された画像は7日間程度保存され、自動的に上書き消去される設定を行う予定です。

画像データの運用と提供

カメラ画像データを適正に取扱うため、市に責任者を置き漏えい等がなされない管理体制を整えます。

画像データは、法令等に基づく場合(下記)や個人の生命、身体または財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合に提供します。

- ・捜査機関からの照会(刑事訴訟法第197条第2項)
- ・弁護士会からの照会(弁護士法第23条の2第2項)
- ・裁判官が発する令状に基づく場合

その他

暮らし安心・安全見守りカメラの設置だけでは、従来から目指している安全・安心なまちづくりは実現できません。これまでと同様に、地域の皆さんが取り組んでいる安全見守り活動や防犯パトロール活動などと合わせて見守りカメラ設置を実施していくことで、犯罪抑止の効果に繋がるものと考えています。

お問い合わせ

豊中市危機管理課
電話:06-6858-3631 FAX:06-6858-2667
E-mail: kikikanri@city.toyonaka.osaka.jp
〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3-1-1